

保険課からのお知らせ

シリーズ「国保のおはなし」

財源不足に対応するため… 国保税の税率を改定



主な改定内容

昨年末の国民健康保険運営協議会からの答申内容に基づき、3月議会で国民健康保険税条例の一部改正を行い、平成23年度保険税率を改定しました。

今回の改定により、国保加入1世帯当たりの保険税額は、平成22年度から平均8%程度の引上げとなり、国保税の収入は6千万円程度の増加となる見込みです。

また、資産割については、段階的に廃止することになっているため、昨年の改定に引き続きその割合を縮小しています。

その他、詳細は左表のとおりです。

改定内容

医療分	改正前	改正後
所得割	5.20%	6.70%
資産割	13.60%	8.40%
均等割	23,700円/円	24,300円/円
平等割	19,700円/世帯	19,800円/世帯
限度額	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	改正前	改正後
所得割	2.00%	2.30%
資産割	5.10%	2.80%
均等割	8,400円/人	8,100円/人
平等割	7,000円/世帯	6,600円/世帯
限度額	13万円	14万円
介護分	改正前	改正後
所得割	1.50%	1.80%
資産割	4.90%	2.50%
均等割	8,600円/人	8,200円/人
平等割	4,700円/世帯	4,500円/世帯
限度額	10万円	12万円

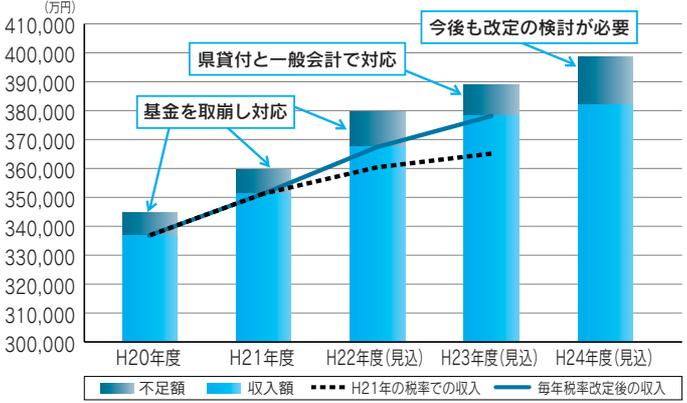
・介護分は40歳以上65歳未満の方のみ

今後の見通し

米原市の国保会計は平成20年から赤字が続いており、大変厳しい状況です。今回の税率改定後でも1億円以上の収入不足が見込まれており、この収入不足については県からの貸付金と一般会計からの繰入金で対応する予定をしています。

平成24年度以降の税率については、医療費の動向と国の制度改正を踏まえて引き続き検討することになっています。

国民健康保険会計の状況



国保税の納付について

- 平成23年度の国保税額
国保税は、加入者の前年所得や固定資産、人数などにより世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となります。
- 6月に世帯主の名前で納税通知書を郵送します。納付は6月から翌3月までの10回です。
- 年金からの天引き
国保の加入者全員が65歳から74歳の世帯の場合は、次の場合を除いて原則、世帯主の年金から天引されま
- 世帯主が国保に加入していない場合
- 年金の額が年額18万円未満の場合
- 介護保険料と国保税の合計が年金額の1/2を超える場合
- 低所得者の軽減制度
国が定める基準所得を下回る世帯は、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。この軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。所得のない方も必ず申告をしてくださいます。

みなさんへお願い 国保の健全運営 のために…



毎年増加している医療費を抑制するためには、みなさんにできるだけ健康な状態を保っていただくことが大切です。

このため、国保では特定健診・特定保健指導を実施しているほか、人間ドック費用の助成を行っております。このような制度を活用することは病気の早期発見につながり、重症化を防ぐこととなります。

みなさんの意識と努力が健康をもたらし、国保財政の健全化にもつながります。また、国保税を納期限内に納めていただくことにより、不要な経費を削減することができまします。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ
市民部 保険課 (近江庁舎)
TEL 0749-23-1116 FAX 0749-23-9038

4月から 「障害年金加算改善法」が施行されます



これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていました。

4月からは、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届出によって加算を行います。

3月までは

受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、^(※) 受給権発生時から加算の対象となっていました。

※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

4月からは加算の範囲が拡大！

4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、^(※) 法施行時から加算の対象となります。

※3月31日における生計維持関係を確認します。

4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合は、^(※) その事実が発生した時点から加算の対象となります。

※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認します。

障害年金加算改善法について

問 日本年金機構 彦根年金事務所
☎ 0749-23-1116
FAX 0749-23-9038

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと 児童扶養手当との関係について

今回の改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、あわせて障害基礎年金の子加算についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合には、年金受給権者と子どもとの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で…

受給変更ができる場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更できません。

受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更できません。

児童扶養手当制度について

問 市 こども元気局 (山東庁舎)
☎ 0749-55-8104
FAX 0749-55-4040